

境港市下水道料金等審議会 (第 1 回)

【議 題】

公共下水道使用料の見直しについて

日 時： 平成25年11月11日 午後2時より

場 所： 境港市役所 第3会議室(本庁舎3階)

1. 消費税及び地方消費税の改正

(1) 改正の概要

社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を達成することを目的として、平成24年度の法律改正により、消費税及び地方消費税の税率の合計が、平成26年4月1日から、現行の5%が8%に、平成27年10月1からは10%にそれぞれ引き上げとなる。

(2) 消費税率及び地方消費税率の推移

時期	消費税	地方消費税	合計
平成元年4月1日	3.0%	—	3.0%
平成9年4月1日	4.0%	1.0% (消費税の 25/100)	5.0%
平成26年4月1日	6.3%	1.7% (消費税の 17/63)	8.0%
平成27年10月1日	7.8%	2.2% (消費税の 22/78)	10.0%

(3) 税率改正の根拠法令

①消費税(消費税法)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年8月22日公布)

②地方消費税(地方税法)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年8月22日公布)

(4) 税率改正以外の措置

- ・ 消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税、その他の税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策の具体化
- ・ 引上げ分の消費税及び地方消費税の用途の明確化
- ・ 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準

(5) 消費税及び地方消費税の引き上げにあたっての措置

- ・ 平成23年度から平成32年度の平均で、名目経済成長率が3%程度かつ実質経済成長率が2%程度を目指した総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- ・ 成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に重点的に配分することなど、我が国経済の成長に向けた施策を検討する。
- ・ 改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質経済成長率、物価動向等の経済指標を確認し、経済状況を総合的に勘案した上で、施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

2. 使用料改定案の検討

○使用料体系(2か月分)の改定案

単位:円

使用料区分	排除汚水量	現行(税率5%)		税率8% (税込み)	税率10% (税込み)
		税抜き	税込み		
基本使用料	～ 20 m ³	2,600	2,730	2,808 [78]	2,860 [130]
超過使用料	20 m ³ 超 ～ 40 m ³	170.00	178.50	183.60 [5.10]	187.00 [8.50]
	40 m ³ 超 ～ 100 m ³	192.00	201.60	207.36 [5.76]	211.20 [9.60]
	100 m ³ 超 ～ 200 m ³	247.00	259.35	266.76 [7.41]	271.70 [12.35]
	200 m ³ 超 ～ 1,000 m ³	290.00	304.50	313.20 [8.70]	319.00 [14.50]
	1,000 m ³ 超 ～ 2,000 m ³	302.00	317.10	326.16 [9.06]	332.20 [15.10]
	2,000 m ³ 超	313.00	328.65	338.04 [9.39]	344.30 [15.65]
平均改定率		—	—	2.9%	4.8%

※ []内は現行(税率5%)との差額、平均改定率は現行に対する割合

※ 使用料は、上記を適用して得た額の合計とし、1円未満の端数は切り捨て

○改定案の考え方

- ・ 前回、平成24年度の答申では、使用料の算定期間を平成25年度から概ね平成27年度までの3年として、平成25年度5月請求分から引上げを行っている。今回の見直しは通常の料金改定とは異なり、国の税制改正に対応するものである。
- ・ 消費税改正の趣旨に従い、排除汚水量ごとに定める使用料単価に、引き上げとなった税率に相当する金額を加算する。